

# 名護市教育委員会議事録

会議名	第 307 回名護市教育委員会定例会議		
開催日時	令和 3 年 12 月 22 日（水） 開会 16：00 閉会 18：00		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員 委員	岸本敏孝 大城千代子 照屋厚 大城享 宮城恵次	教育次長 (教)総務課長 兼学校給食センター長 教育施設課長 学校教育課長 中央図書館長 教育施設課建設係長 学務係長 学校指導係長 奉仕係長 総務係長 岸本尚志 玉城利和 仲田宏 比嘉悟 岸本林 宮城喜仁 大城郁也 宮里琢也 神元倫子 當山貴将 ほか担当職員
欠席者			

## 1 議案

議案第 4 2 号 名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画の策定について

報告第 1 0 号 専決処分事項の報告について（教職員の服務規則違反行為に係る内申について） ※秘密会

報告第 1 1 号 許田区における掲示板ガラス破損事故に関する和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分事項の報告について

報告第 1 2 号 令和 3 年度名護市学校給食センター補正予算（給食費予算）の報告について

## 2 内容

・議案第 4 2 号 名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画の策定について  
（教育施設課長より説明）

委員：民有地のブロック塀が劣化し、学校側への倒壊に対する補強が出来ないことが問題。過去の地震時のブロック塀倒壊に伴い、一斉見直しになっていると思う。所有者との話し合いはどのようになるのか。

教育施設課建設係長：学校敷地内で崩れた場合の対策を検討しようと考えている。倒させない方法を学校敷地側から検討しようかと。勿論ブロック塀を触る際には所有者側の許可も必要なため、承諾を得ながらやるのか、承諾を得られない場合の対策を取るとことを設計中で検討しようと考えて

いる。何ヶ所かそのような場所があるので、学校敷地側にクッションとなる、ある程度高さをもったフェンスを設置するなど、設計を入れながら一番経済的で安全対策をとれるものを検討していきたい。

委員：当該計画にも入っているということか。

教育施設課建設係長：当該計画ではあくまでも対策を取っていきましょうという臨時的なものと、優先順位について示している。当該計画において設計を行う際に専門のコンサル及び地権者とも調整を行い、一番好ましい方法を相談して決めたい。当該計画の中で具体的な方策は決めておらず、あくまでも対策例として例示だけを示している。

委員：真喜屋小学校の対象箇所については、学校側が直すのか。民間側でも手直しするのか。

教育施設課建設係長：所有者がはっきり分からない部分があり、調査、聞き取りは行ったが、曖昧な回答だったため、事業実施前に再度地権者に確認を取る。もちろん学校敷地内にあるブロックであれば学校側が設置した可能性が高いため、当局にて対応。民有地側にある場合や民有地側に影響がある場合については相手方の了承を得ながら進めていきたい。真喜屋小学校については対象箇所が空地となっており利用されてはいない。しかし、対象箇所以外で利用されている場所もあり、民有地側に大きな影響がありそうなので相談しながら対応していきたい。

教育施設課長：今回の調査にて測量を予定しており、その際に境界がはっきりすると思う。その内容によって相手への対応も考えていきたい。

委員：久辺小学校の対象となっているブロック塀は必要なのか。

教育施設課建設係長：これから調整するが、小学校側は無くてもいいと話をしているため、完全に撤去し、フェンス等を整備しない方向性もある。学校長と相談をして今後の方向性を決めたい。ただ可視化という点において、整備をしなくても問題は無いと考えている。

委員：資料に、光や風が透過されるフェンスで整備していくとあるが、学校外や民有地との境界であつてもフェンスを整備するということか。

教育施設課長：学校施設の設備指針内に、「基本的に防犯の面から周囲からの見通しを妨げる物を避け、視線が通り、死角を作らない物とする」と記されているため、フェンスが良いと考えている。やり替えや取替えの際も再生出来ることからフェンスが良いと考える。

委員：フェンスとブロックとでは費用面はどうなるのか。

教育施設課建設係長：フェンスの方が安い。運動場に面した道側に関してはフェンスよりもブロックの方が粉塵対策となる。運動場が未整備の所は苦情等があると思うが、実態調査を行った上で、防塵対策ができるフェンス等を考慮していきたい。地域に確認を取りながら進めていきたい。

委員：補助率はどれくらいになるのか。

教育施設課長：補助が使えるものと使えないものがあるが、補助率については未定。

委員：立入禁止箇所のカラーコーンでの安全対策はそれで本当に充分なのか。それから、当該整備計画は10年かけて実施とあるが、もっと早く出来ないのか。予算の都合もあると思うが、子ども達の安全を考えると、2、3年で出来ないのか。

教育施設課長：カラーコーンについては、学校とも話し合いを持ちながら対応について検討していきたい。10ヶ年計画については、やはり限られた予算の中で効率的、計画的に進めていかないといけないため、危険度が一番高い箇所から積極的に整備していきたい。そのために色々な補助事業も

検討していきたい。10ヶ年計画ではあるが、期間短縮出来るよう色々考えながら進めていきたい。  
委員：10ヶ年計画を見ると、現在整備が必要な学校施設が33ヶ所とある。この33ヶ所には含まれていない学校があるが予算との兼ね合いか。

教育施設課建設係長：危険優先順位により、さほど危険ではないという分類とされている箇所については、10ヶ年計画の中には入っていない。10ヶ年計画でおおよそ、大きな危険箇所は整備が終わる予定。コンクリート協会等で、高さ40cm以上の箇所が土圧の計算を定められてはいるが、実際40cmの箇所が崩れる危険性は考えにくい。ただ基準等、線引きするラインがないので40cm以上を危険箇所として定めてはいる。しかし、40cm程度の箇所がすぐに大きな被害に繋がるとは考えにくいので、優先順位が高く直接子ども達に危険が大きい箇所の整備を10ヶ年計画としている。また、整備についても学校単位での整備ではなく、早急に危険の除去が必要な場所だけを先に整備する。真喜屋小学校の該当箇所については通学路となっており、高い位置のブロックがすでに割れている状態が見受けられ、早急に手当が必要なため先に整備するという。設計部分や学校との調整の部分で、10ヶ年についてはある程度短縮できる物もあると思う。細かい調整まで出来ない部分があるが、当局において想定している計画で位置づけをしているという考えになる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第10号 専決処分事項の報告について（教職員の服務規則違反行為に係る内申について） **※秘密会**

(学校教育課長より説明)

- ・報告第11号 許田区における掲示板ガラス破損事故に関する和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分事項の報告について

(中央図書館長より説明)

委員：事故報告はすぐにあったのか。

奉仕係長：その日で報告があった。

教) 総務係長：補足だが、通常、車両の事故だと全国市有物件の保険で支払を行う。今回の事故は、職員が区の掲示板のガラスを破損したということで、会計年度職員に掛けられている保険で損害賠償となる。

- ・報告第12号 令和3年度名護市学校給食センター補正予算（給食費予算）の報告について  
(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)

委員：給食で消費する牛乳や食材等の予算については補助対象になるのか。

教) 総務課長兼学校給食センター長：実際に授業があり給食を食している場合は、出席日数、食数を確認後、補助金申請をするが、キャンセルが間に合わなかった場合は市の給食費予算の単独費部分からの持ち出しとなる。つまり、市単独費持ち出し分も含めて食材費となる。補助金しては含まれないが、歳出の食材費で計上されている。廃棄については、給食提供可能学校等もあったため、配分での工夫や、キャンセルが可能なものはキャンセルし、業者での保管が可能な食材については、翌週の給食で使用出来るよう持ち越して対応をお願いした。一部の廃

棄については業者にお願いして廃棄した。

委員：要保護、準要保護及び特別支援負担金は、どこからの収入か。

教) 総務課長兼学校給食センター長：福祉部にて生活保護費を補助金として受けている。給食費部分に係る生活保護費に該当する部分を、代理納付という形で市の福祉部から保護者を介さずに、給食費として収入している。

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 仲原 兵